

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 経済産業省																		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																			
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																			
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【現行制度(令和2年度～)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">発電事業・小売事業</td> <td style="width: 15%;">左記以外の電気供給業等</td> <td colspan="3" style="width: 45%;">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>収入割 付加価値割 資本割</td> <td>収入割</td> <td>所得割</td> <td>付加価値割</td> <td>資本割</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%</td> <td>1.3% (0.3%)</td> <td>400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)</td> <td>1.2%</td> <td>0.5%</td> </tr> </table>			発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割	資本割	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2%	0.5%
		発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																
課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割	資本割															
税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2%	0.5%															
関係条文	<p>※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和2年度税制改正において、発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業とは異なった課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃されており、発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種間の「課税の公平性」を回復するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。</p> <p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条</p>																			
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)																			

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949年度（昭和24年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、1995年（平成7年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成26年6月11日関連法案成立）、2016年（平成28年度）4月1日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが2割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに2020年（令和2年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。</p> <p>その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和2年度税制改正で発電・小売電気事業全体において2割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の中で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	FIT賦課金及び交付金に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定によるFIT交付金及び賦課金に係る収入に相当する金額</p> <p>・特例措置の内容 令和3年度に収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）が導入されたことに伴い、電気事業会計規則上、FIT交付金及び賦課金については、「第三者のために回収する金額」と整理（同号第8項）され、収入金額とされないことと整理された。 一方、電気供給業に係る法人事業税の課税標準である収入金額の算定に当たっては、FIT交付金及び賦課金については同算定に含むこととされている。（令和4年4月1日付総務省「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」）なお、FIT賦課金については同算定に係る控除措置が規定されている。 公正妥当と認められた会計処理における収入金額と、課税における収入金額の考え方が異なっていることは、法令上定められている「税会一致の原則」とは不適である。</p> <p>FIT交付金・賦課金の金額につき、電気事業者の事業規模を示す性質ではないにも関わらず収入金として課税標準に含まれていることは、事業税の課税根拠である「応益課税の原則」とは不適である。</p> <p>また従来より、当税制においてFIT賦課金を通じて電気料金に地方税分が転嫁されている事実は国民からの理解を得がたいものである。</p> <p>以上より、「税会一致の原則」および「応益課税の原則」に適するためにも、FIT交付金及び賦課金を課税標準額に含めない取扱いへ変更されることを要求する。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条</p>		
減収見込額	[初年度] ▲2,300 [改正増減収額]	(—) —	[平年度] ▲2,300 (—) (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 前提として、FIT交付金及び賦課金に係る制度は「再生可能エネルギー発電事業者」、「需要家」、「電力広域的運営推進機関」の3者間における資金の取り交わしの制度であり、電気事業者は3者において資金が円滑に受け渡されることのみに関与がある。また、FIT交付金及び賦課金は再生可能エネルギー電気の発電量にてその額が決定されることから、電気事業者に裁量のあるものではない。 電気事業者においてこのような所得に計上されず事業規模を示さない資金について、電気事業会計規則上は収入金額として認識していないところ、税務上は収入金額として認識され課税標準に含まれることは応益課税の原則に適しておらず本措置を要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制対応によって需要家の支払う電気料金に地方税分が転嫁されている事実は、需要家の理解を得られるものではないと考えている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	電気事業におけるFIT交付金及び賦課金の事業税課税について事業規模を表す課税方式へ措置することで「税会一致」と「応益課税」を確立し、ひいては国民負担の最大限の抑制を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現状FIT賦課金を通じてFIT交付金の地方税分が電気料金に転嫁されている状態を早急に是正することで国民負担が最大限抑制されることが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、事業規模を表す課税方式へと是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業者において、FIT交付金・賦課金を収入金額として事業税課税を行うことは、事業規模に応じた課税となっていない。また国民負担の増加の誘因となっている。実態に沿った課税方式を措置することで上記の解消を要望する本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本年度初要望

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	経済産業省																																							
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																																									
要望項目名	特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更																																									
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th colspan="2">特定ガス供給業 （※）</th> <th colspan="2">一般及び特定 ガス導管事業</th> <th colspan="2">その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）</th> <th colspan="2">その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>収入割、 付加価値割、 資本割</th> <th></th> <th>収入割</th> <th></th> <th>付加価値割、 資本割、 所得割</th> <th></th> <th>所得割</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税率</td> <td>収入割</td> <td>0.48%</td> <td rowspan="3">収入割</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>付加価値割</td> <td>1.2%</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">所得割</td> <td>800万円超</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.77%</td> <td>資本割</td> <td>0.5%</td> <td>800万円以下 400万円超</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.32%</td> <td>所得割</td> <td>1.0%</td> <td>400万円以下</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行うものに限る。）が行うもの。（導管ガス供給業を除く）に限る。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>令和4年度税制改正において、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特定ガス供給業に該当する事業者以外が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっている特定ガス供給業、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に該当する事業者の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。</p>			課税標準	特定ガス供給業 （※）		一般及び特定 ガス導管事業		その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）		その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）		収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割		所得割		税率	収入割	0.48%	収入割	1.0%	付加価値割	1.2%	所得割	800万円超	7.0%	付加価値割	0.77%	資本割	0.5%	800万円以下 400万円超	5.3%	資本割	0.32%	所得割	1.0%	400万円以下	3.5%
課税標準	特定ガス供給業 （※）		一般及び特定 ガス導管事業		その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）		その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）																																			
	収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割		所得割																																			
税率	収入割	0.48%	収入割	1.0%	付加価値割	1.2%	所得割	800万円超	7.0%																																	
	付加価値割	0.77%			資本割	0.5%		800万円以下 400万円超	5.3%																																	
	資本割	0.32%			所得割	1.0%		400万円以下	3.5%																																	
関係条文	地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条																																									
減収見込額	[初年度] - (一) [平年度] - (一) [改正増減収額] - (単位：百万円)																																									

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 特定ガス供給業等に係る法人事業税について、その課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。</p> <p>具体的には、ガス事業における規制緩和について、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万 m³ 以上に、19 年 4 月からはさらに 10 万 m³ 以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化された。小売全面自由化を契機に小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。さらには、ガスは代替性があるエネルギーであることから、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、特定ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めていいる。このため、特定ガス供給業においては既に一般の産業と同様の競争が発生しており、事業税の価格転嫁が容易であるという状況にはない。</p> <p>更に、ガスシステム改革（平成 27 年 6 月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が実施されたことを機に、平成 30 年度及び令和 4 年度の税制改正により、特定ガス供給業に該当しないガス小売事業者等は一般の課税方式へ見直しされたところ。</p> <p>「課税の公平性」を確立することは、新規参入者と既存ガス事業者との競争活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、特定ガス供給業事業者に係る課税方式の見直しが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保																																				
	政策の達成目標	<p>特定ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。</p> <p style="text-align: center;">売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位：%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械製造業</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>4.7 (3.2)</td> <td>2.0 (0.7)</td> <td>1.9 (0.5)</td> <td>2.5 (0.6)</td> <td>0.5 (0.2)</td> <td>1.3 (0.9)</td> <td>1.9 (0.4)</td> <td>4.0 (3.4)</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>5.2 (3.3)</td> <td>1.9 (0.7)</td> <td>1.9 (0.5)</td> <td>2.7 (0.6)</td> <td>0.1 (0.2)</td> <td>0.8 (1.0)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>4.3 (3.3)</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>5.6 (3.7)</td> <td>2.0 (0.7)</td> <td>1.9 (0.6)</td> <td>2.4 (0.6)</td> <td>0.8 (0.3)</td> <td>0.9 (1.1)</td> <td>1.8 (0.5)</td> <td>4.3 (3.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)	R2	5.6 (3.7)	2.0 (0.7)	1.9 (0.6)	2.4 (0.6)	0.8 (0.3)	0.9 (1.1)	1.8 (0.5)	4.3 (3.4)
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力																													
	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)																													
	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)																													
R2	5.6 (3.7)	2.0 (0.7)	1.9 (0.6)	2.4 (0.6)	0.8 (0.3)	0.9 (1.1)	1.8 (0.5)	4.3 (3.4)																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況	—																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>特定ガス供給業に該当する事業者 5社</p> <p>一般ガス導管事業者 193社</p> <p>特定ガス導管事業者 31社</p>																																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（特定ガス供給業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。</p> <p>本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。</p>																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																				
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展している特定ガス供給業において、「その他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ・ 平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外 ・ 令和 4 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、 ・ 特定ガス供給業以外の事業者を行うものを除外 ・ 特定ガス供給業に該当する事業者の課税方式について、収入割の一部に外形標準課税を組入

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税、地方消費税）		
要望項目名	電気事業法等の改正に伴う所要の税制措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>第208回通常国会で成立した安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）を踏まえ、電気事業法及び「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「高度化法」という。）の改正に伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>（電気事業法に係る措置）</p> <p>発電設備については、固定資産税の価格配分、特別土地保有税の非課税、収容等により代替資産を取得した場合の個人住民税、法人住民税又は事業税の課税の特例などの税制の対象とされているところ。今般の電気事業法の改正において、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけており、同法上の発電事業の対象範囲が拡大することに伴い、関連する税法上においても所要の整備を講ずる。</p> <p>（高度化法に係る措置）</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、非FIT非化石証書の買手である小売電気事業者等が当該証書を購入し、電気の販売に応じて使用した費用（非化石証書購入費）を収入金額から控除するよう、非FIT非化石証書の取引に係る税制上の所要の整備を講ずる。</p>		
関係条文	<p>（電気事業法に係る措置：地方税法第72条の48第3項第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法第341条第1項第3号・附則第7条第9項・附則第8条第3項</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法349条の5第1項、第389条第1項第2号・附則第21条附則第41・附則第6条第7項</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行令第51条の16の2第1項第2号・第51条の16の4第1項第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行令第56条の36第1項第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行令第54条の13第1項第1号・同条第3項第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行規則第3条の14第2項第1</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行規則第15条の6第2項第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">租税特別措置法施行規則第14条第3項第3号</p> <p style="padding-left: 20px;">租税特別措置法施行規則第22条の2第3項第3号</p> <p>（高度化法に係る措置：地方税法第72条の24の2</p> <p style="padding-left: 20px;">地方税法施行令第22条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (-) (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 (電気事業法に係る措置) 再生可能エネルギーの導入が拡大する中、蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されているところ、今般の電気事業法の改正において、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけた。</p> <p>(高度化法に係る措置) 非FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、高度化法の法目的に沿って、非化石エネルギー源の利用を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 (電気事業法に係る措置) 上記のとおり、電気事業法を改正し、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけたところ、蓄電池の導入促進を図る観点からは、現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池も新たに対象に加える必要がある。</p> <p>(高度化法に係る措置) 令和元年7月に取りまとめられた「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ」に基づき、令和2年度より非FIT 非化石電源由来の非化石価値を証書化し、電気と分けて取引が行われている。</p> <p>また、上記の変更と併せて、令和2年度税制改正により、非FIT 非化石証書の取引に関しては、当該証書を調達する小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定で、証書の購入費用分を控除するよう、地方税の改正がなされている。</p> <p>改正高度化法により、同法において利用を促進する対象として新たに水素・アンモニア発電及びCCS付き火力発電が追加され、これらによる発電分(※)が非化石証書の対象となる。</p> <p>※ 水素・アンモニア発電について、化石燃料との混焼の場合投入した水素・アンモニア量に応じた発電分、CCS付き火力発電の場合処理したCO₂の割合に応じた発電分に限る。</p> <p>水素・アンモニア発電及びCCS付き火力発電が非化石証書の対象となった場合も、上記税制改正による非化石証書の法人事業税における取扱いは同様であり、収入金額と証書の購入費用の控除額との関係は変わらないものの、対象となるエネルギー源が拡大することから、同様の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>-</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	(電気事業法に係る措置) 現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池を対象に加えることにより、蓄電池の導入促進に向けた環境整備を図る。 (高度化法に係る措置) 非 FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、高度化法の法目的に沿って非化石エネルギー源等の利用を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	(電気事業法に係る措置) 一定規模以上の蓄電池による放電を行う、改正電気事業法上の発電事業者。 (高度化法に係る措置) 高度化法においてエネルギー供給事業者として規定されている電気事業者（小売電気事業者等約 700 者）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(電気事業法に係る措置) 今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。 (高度化法に係る措置) 令和 2 年度より開始された非 FIT 非化石証書の取引が更に拡大することで、非化石エネルギー源等の利用が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	(電気事業法に係る措置) 今般の電気事業法の改正において、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけており、同法上の発電事業の対象範囲が拡大することに伴い、関連する税法上においても所要の整備を講ずることは妥当である。

		<p>(高度化法に係る措置)</p> <p>令和2年度税制改正により、当該証書を調達する小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定で、証書の購入費用分を控除するよう、地方税の改正がなされている。改正高度化法により、非化石証書の対象が拡大するため、同様の措置を求めるもの。</p>
--	--	--

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	-
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・拡充 ・延長 ・その他 ）

No	5	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に対する固定資産税の特例措置に係る所要の見直し	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方税法第349条の3第19号において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が所有し、かつ、直接国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）第15条第1項第1号若しくは第2号又は基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）第11条第1号に規定する業務の用に供する償却資産で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課される年度から5年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の3分の1の額とし、その後5年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の3分の2の額とすると規定されている。</p> <p>このうち、NEDO法第15条第1項第2号に規定する業務の用に供する償却資産については、地方税法施行令第52条の10の4第2号により総務省令で定めるものの用に供する償却資産とすると規定されており、さらに、地方税法施行規則第11条の9では、総務大臣が定めるものとされているところ。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>NEDO法第15条第1項第2号の業務の用に供する償却資産に対する固定資産税に関する特例措置の対象業務の指定について、所要の見直しを行う。</p>	
関係条文	地方税法第349条の3、地方税法施行令第52条の10の4第2号、地方税法施行規則第11条の9	
減収見込額	<p>[初年度] 0 (-) [平年度] ▲ 7.08 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができ、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要な鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。）に関する研究開発を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目的に記載される内容の研究開発を進めるためには、当該研究開発により取得した償却資産に係る固定資産税について、課税の特例により、固定資産税を減免し、研究開発の促進を図ることが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
担当者等（連絡先）	<p>担当課：産業技術環境局新エネルギー・産業技術総合開発機構室</p> <p>（室長）金地 隆志 （課長補佐）佐々木 和久 （担当）佐々木 和久</p> <p>電話：（代表）03-3501-1511 （内線）3390 （直通）03-3501-1948 （FAX）03-3501-7877</p> <p>担当メールアドレス：sasaki-kazuhisa@meti.go.jp</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）			
要望項目名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>令和4年度税制改正においては、令和7年（2025年）に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じられたところ、令和5年度税制改正要望については、大阪・関西万博に参加する内国企業等に課せられる地方税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講ずる。</p>			
関係条文	〔 — — — — — 〕			
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内で国際博覧会を開催するにあたっては、参加する内国企業等に対し、税制面の措置が講じられることが通例であるところ、大阪・関西万博についても、参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じ、内国企業等の積極的な参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。</p> <p>令和2年12月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。</p> <p>大阪・関西万博は、令和7年（2025年）4月13日から10月13日までの6か月間開催され、多くの内国企業等の参加も想定されている。</p> <p>過去の国内外で開催された国際博覧会においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、参加する内国企業等について、万博に供する事業所・固定資産に対する課税を非課税とする必要がある。</p>			

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年5月1日～令和8年3月31日
	同上の期間中の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>令和4年度税制改正要望においては、大阪・関西万博の参加者等（外国公式参加者、BIE、（公社）2025年日本国際博覧会協会）に課される地方税（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税）について税制上の所要の措置を要望。</p> <p>このうち、外国公式参加者、BIEに課される地方税（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税）については、「二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定」（令和4年7月26日公文交換、同年8月25日発効）の締結により、同協定の免税規定が直接適用されている。</p> <p>（公社）2025年日本国際博覧会協会については、税制改正により下記措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。 ・博覧会の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税について、非課税とする等の所要の措置を講ずる。 ・取得し、又は所有する博覧会の観客の輸送の用に供するバスに係る自動車税について、非課税とする。

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>事業切出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号 地方税法第23条第1項第2号、同法292条第1項第2号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることによって、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。 さらに、令和3年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことなどを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。 こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業発のスタートアップ創出につながる可能性もある。 また、スピノフについては、令和4年6月の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討し、早期に結論を得る」こととされている。 税制適格要件を満たすスピノフの場合には、スピノフを行う企業の譲渡損益課税やスピノフを行う企業の株主の配当課税の対象外となるが、現行制度ではスピノフを行う企業に持分を一部残す場合は課税</p>		

	<p>される。</p> <p>スピノフを行う企業に持分を一部残すことはスピノフを行う企業の協力を得てスピノフに伴う移行を円滑に行うことに資することを踏まえ、企業価値向上に向けた事業再編の手段としてスピノフを活用しやすくするため、所要の措置を講ずることが必要である。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピノフ創設。 平成30年度 スピノフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	8	府 省 庁 名 経 済 産 業 省																				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																					
要望項目名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充																					
要望内容（概要）	<p>○ 制度概要</p> <p>ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。</p> <p>現行制度の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 付与対象者の範囲</td> <td>自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td> </tr> <tr> <td>2. 所有株式数</td> <td>発行済み株式の1/3を超えない</td> </tr> <tr> <td>3. 権利行使期間</td> <td>付与決議日の2年後から10年後まで</td> </tr> <tr> <td>4. 権利行使価額</td> <td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td> </tr> <tr> <td>5. 権利行使限度額</td> <td>権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない</td> </tr> <tr> <td>6. 譲渡制限</td> <td>他人への譲渡禁止</td> </tr> <tr> <td>7. 発行形態</td> <td>無償であること</td> </tr> <tr> <td>8. 株式の交付</td> <td>会社法に反しないこと</td> </tr> <tr> <td>9. 保管・管理など契約</td> <td>証券会社等と契約していること</td> </tr> <tr> <td>10. その他事務手続き</td> <td>法定調書、権利者の書面等の提出</td> </tr> </table> <p>○ 要望内容</p> <p>権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。</p> <p>当該措置が認められた場合、個人住民税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第29条の2（租税特別措置法施行令第19条の3・租税特別措置法施行規則第11条の3において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																					
2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない																					
3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで																					
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																					
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない																					
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																					
7. 発行形態	無償であること																					
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																					
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																					
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																					
関係条文	地方税法第23条第1項第2号、同法第292条第1項2号 租税特別措置法第29条の2、租税特別措置法施行令第19条の3、租税特別措置法施行規則第11条の3																					
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—)																					
	（単位：百万円）																					

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。</p> <p>スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。</p> <p>このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップ企業の人材獲得に寄与している。</p> <p>他方で、我が国においてスタートアップ・エコシステムが徐々に形成される中、例えば、事業化まで時間のかかる研究開発型のスタートアップや海外展開など積極的な成長投資を行うために敢えて未上場期間を長くとするスタートアップが増える等の状況変化も生じており、こうした動きに対応した環境整備が求められているところ。</p> <p>このため、本制度について権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022年6月閣議決定） ⑧事業化まで時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備 ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長期間をかけて大きな成長を目指すスタートアップを後押しするため、ストックオプション等の環境整備について検討する。
	政策の達成目標	人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	手元資金が乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の要件を緩和することで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得し、スタートアップの成長を図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長（株価）に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。 したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	手許資金が乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の要件を緩和することで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得し、スタートアップの成長を図られる。
前回要望時の達成目標	【前回要望時の達成目標（平成31年度税制改正要望）】 我が国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高めることで、ベンチャー企業の成長を促進し、経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充） 平成31年度 拡充（対象要件の拡充）

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから、既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題を踏まえて見直しを行うことで、企業の事務負担を軽減する。見直しを行う場合には、判定の対象となる外国関係会社の絞り込み、経済活動基準の見直し、最低税率課税制度の実務の利活用、外国子会社合算税制における手続き期間の見直しなどについて見直しの検討対象とする。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022年の制度化、2023年の実施が目標とされているところ。 グローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題も踏まえて所要の見直しを行い、合理的で簡素な制度とすることで、日本企業への過度な負担とならないようにする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル最低税率課税の導入はこれに資するもの。 他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担の増大が見込まれていることから、日本企業への過度な負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を合理的で簡素な制度にする必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際合意に基づくグローバル最低税率課税の導入に伴う企業の事務負担の大幅な増加に対応すべく、外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充 (合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%） （統括会社特例の導入）</p> <p>平成 25 年度 拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)</p> <p>平成 27 年度 拡充 (被統括会社の範囲の見直し) （税務申告時の別表添付要件の見直し）</p> <p>平成 28 年度 拡充 (外国税額控除の適正化)</p> <p>平成 29 年度 拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) （航空機の貸付けの取扱いの見直し）</p> <p>平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し）</p> <p>令和元年度 拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合における、各事業年度の収入金額のうち託送料金に相当する額を対象とする。 また、配電事業において、託送料金のうち定期支払額に相当する額を対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。 また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。</p>		
関係条文	地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	— (▲22,247)	[平年度] — (▲22,247) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 全面自由化された電力市場の公平な競争環境を促進・発展させること、他の事業との課税の不公平を一部是正することを目的とし、本措置の拡充及び延長を要望する。(ただし「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が完全に措置されれば本要望は不要)。</p> <p>(2) 施策の必要性 2016年4月1日より、小売電気事業の全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般電気事業者による地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応ずる電気の供給については、誰もがなし得ることとなった。すなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般送配電事業を除き、小売電気事業は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった（小売電気事業者としての登録は737件（2022年8月5日時点））。</p> <p>この点、需要に応ずる電気の供給を行う者たる小売電気事業者（新規参入者に加え、従前の電気事業者のうち小売電気事業者たるライセンスを有する者も含む）は、いずれも、その電気の供給に際し、送配電網を所有する一般送配電事業者による託送供給を受けることが必須となるため、遍く電気の供給において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うと共に、当該託送料金相当額を含めて需要家から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。</p> <p>したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供給において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、もって小売電気事業の公平な競争を促進・発展させるため、又、他の事業との課税の公平性を図るため、小売電気事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。</p>		

	<p>また、配電事業制度が導入されたことにより、今後、配電事業者が参入した場合、そのエリアにおいては、小売電気事業者は配電事業者に対して託送料金を支払い、配電事業者は一般送配電事業者に対して定期支払額（配電事業者は一般送配電事業者の設備を借り受け又は譲り受けて事業を行うため、定期的に費用を支払う）を支払うこととなる。配電事業者は定期支払額相当額を含めて小売電気事業者から託送料金を收受すると共に、一般送配電事業者に対して定期支払額を支払うため、定期支払額相当額について、收受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。したがって、配電事業者の託送供給において必ず生ずる支出たる定期支払額相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、配電事業の公平な競争を促進・発展させる等の観点から、配電事業者の託送料金収入金額から、定期支払額相当額についても控除することが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	令和5年度～令和7年度（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
	同上の期間中の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進する。
	政策目標の達成状況	本措置を講じて以降、小売電気事業への新規参入者数は増加し、電力市場の競争の進展が認められており、自由市場における公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されている。）
有効性	要望の措置の適用見込み	【延長部分】 適用見込み件数：700社超（令和4年8月5日時点における小売電気事業者の登録数より推計） 適用事業者：新規参入者を含むすべての小売電気事業者 【拡充部分】 適用見込み件数：不明（令和4年8月5日時点における配電事業者数は0。） 適用事業者：新規参入者を含むすべての配電事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになることから、本措置が電気事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる。（ただし、上述のとおり、「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がると共に、公正な市場競争の促進に寄与することから妥当性を有する。
--	---------------	---

税負担軽減措置等の適用実績	適用事業者数	減収額（百万円）	
	平成26年度	71	1,627
	平成27年度	136	2,458
	平成28年度	380	21,792
	平成29年度	458	24,723
	平成30年度	556	9,894
	令和元年度	584	10,907
	令和2年度	654	21,985
	令和3年度	711	22,247
	<p>※平成28年度以降の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者（分社化を実施した東京電力を除く9社）（平成30年度以降は中部電力も除き8社）を除く数を記載</p> <p>※適用事業者ならびに減収額は小売電気事業者のみである。</p>		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額（千円）		
	平成26年度	23,007,416	
	平成27年度	31,588,772	
	平成28年度	77,345,554	
	平成29年度	1,410,805,804	
	平成30年度	1,391,512,502	
	令和元年度	1,497,683,937	
	令和2年度	1,421,736,461	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。		
前回要望時の達成目標	電気の小売業（小売電気事業）に係る新規参入、並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」を含めた要望経緯は下記のとおり 平成12年度創設。以降平成15年度、17年度、19年度、21年度にそれぞれ2年間、23年度、26年度、29年度、令和2年度にそれぞれ3年間の延長を要望。		

	<p>① 令和3年度税制改正において、自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で適用期限を延長した。</p> <p>② これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、2030年度燃費基準の達成に向けては更なる燃費の向上が必要であり、また、自動車産業として、2050年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GXに向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。</p> <p>③ 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており（1990年度：780万台→2021年度：422万台）、2014年度は消費税8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引上げの中、500万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。加えて、2019年10月には消費税が10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。</p> <p>④ さらに、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に2020年5月の国内販売は対平年度（2018年度及び2019年度）比で▲43%と大きく落ち込んだ。その後も、世界的な半導体供給不足や断続的な国内外のサプライチェーンリスク（オミクロン株の流行に伴う国内工場の稼働停止、東南アジアや中国上海市のロックダウンに伴う現地工場の稼働停止や物流の停滞）により、対平年度比で2022年5月は▲32%、6月は▲28%、7月は▲23%と大きく減少し、挽回に至らない状態が続いている。</p> <p>⑤ 追い打ちをかけるように、円安効果を上回る水準で原材料価格が高騰しており、サプライヤーや販売店も含め自動車産業は厳しい事業環境に置かれている。その影響は、自動車メーカーにおいても企業努力では吸収できない水準に達しており、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めている。</p> <p>⑥ 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含めて約550万人（全就業人口の約1割）の雇用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約2割（約62兆円）を占めるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済を含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台数の減少は、車体課税や車体販売による消費税収の減少により国及び地方の税収にも影響を与える。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
-----	-------------------	--------------

- ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。
- ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5~7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする。

（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）
 ○令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日）
 第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

3. グリーン化社会の実現
 (2) 車体課税

自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。

税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日）

第2 具体的な施策

I [2] 1. エネルギー・環境

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。

(参考) 次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日）

2030年の乗用車車種別普及目標（政府目標）

次世代自動車	50~70%
ハイブリッド自動車	30~40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20~30%
燃料電池自動車	~3%
クリーンディーゼル自動車	5~10%

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

(1) GXへの投資

②具体的な取組例

（自動車）

将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台</p> <p>グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める電動車の割合> 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p><グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）> 平成28年度 344万台 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台 令和元年度 228万台 令和2年度 215万台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。</p> <p><新車販売台数に占める電動車の割合> 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ー令和4年度予算額：140億円 ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、これを踏まえて要望するものである。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）> 平成28年度 344万台 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台 令和元年度 228万台 令和2年度 215万台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><自動車税のグリーン化特例> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成28年度 軽課518億円 重課408億円 平成29年度 軽課469億円 重課428億円 平成30年度 軽課326億円 重課444億円 令和元年度 軽課334億円 重課450億円 令和2年度 軽課296億円 重課437億円</p> <p><軽自動車税のグリーン化特例> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成29年度 軽課45億円 重課269億円 平成30年度 軽課34億円 重課283億円 令和元年度 軽課34億円 重課296億円 令和2年度 軽課32億円 重課310億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

	<p>① 令和3年度税制改正において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、令和2年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度燃費基準の達成状況も考慮しながら、令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直した。</p> <p>② これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、2030年度燃費基準の達成に向けては更なる燃費の向上が必要であり、また、自動車産業として、2050年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GXに向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。</p> <p>③ 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており（1990年度：780万台→2021年度：422万台）、2014年度は消費税8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引上げの中、500万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。加えて、2019年10月には消費税が10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。</p> <p>④ さらに、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に2020年5月の国内販売は対平年度（2018年度及び2019年度）比で▲43%と大きく落ち込んだ。その後も、世界的な半導体供給不足や断続的な国内外のサプライチェーンリスク（オミクロン株の流行に伴う国内工場の稼働停止、東南アジアや中国上海市のロックダウンに伴う現地工場の稼働停止や物流の停滞）により、対平年度比で2022年5月は▲32%、6月は▲28%、7月は▲23%と大きく減少し、挽回に至らない状態が続いている。</p> <p>⑤ 追い打ちをかけるように、円安効果を上回る水準で原材料価格が高騰しており、サプライヤーや販売店も含め自動車産業は厳しい事業環境に置かれている。その影響は、自動車メーカーにおいても企業努力では吸収できない水準に達しており、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めている。</p> <p>⑥ 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含めて約550万人（全就業人口の約1割）の雇用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約2割（約62兆円）を占めるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済を含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台数の減少は、車体課税や車体販売による消費税収の減少により国及び地方の税収にも影響を与える。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
-----	-------------------	--------------

- ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。
- ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5~7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする。

（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）
 ○令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日）
 第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

3. グリーン化社会の実現
 (2) 車体課税

自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。

税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日）

第2 具体的な施策

I [2] 1. エネルギー・環境

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。

(参考) 次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日）

2030年の乗用車車種別普及目標（政府目標）

次世代自動車	50~70%
ハイブリッド自動車	30~40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20~30%
燃料電池自動車	~3%
クリーンディーゼル自動車	5~10%

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

(1) GXへの投資

②具体的な取組例

(自動車)

将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台</p> <p>環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める電動車の割合> 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>国内の自動車販売台数は400~500万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。</p> <p><新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合> ※臨時的軽減を除く 令和元年度 69.0%（※10月以降） 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ー令和4年度予算額：140億円 ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>環境性能割については、地方税法第149条第4項、第157条第6項、第446条第4項及び第451条第6項の規定により、2年ごとに適用範囲の見直しを行うものとされている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合> ※臨時的軽減を除く</p> <p>令和元年度 69.0% (※10月以降) 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 226億円 令和2年度 437億円</p> <p><軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 19億円 令和2年度 74億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p><特別償却> 機械装置・器具備品 40%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%） 建物・附属設備・構築物 20%</p> <p><法人税額等の税額控除> 機械装置・器具備品 4%（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%） 建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>・特例措置の内容 ○適用期限を2年間延長する。 ○措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。 ○戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項 所得税関係：租税特別措置法第10条の4、租税特別措置法施行令第5条の5の2 法人税関係：租税特別措置法第42条の11の2、租税特別措置法施行令第27条の11の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 (▲2,494) [平年度] 精査中 (▲2,494) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 (1) 政策目的 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p>	

	<p>また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)]
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、</p> <p>②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。</p> <p>すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>①減収額実績</p> <p><特別償却></p> <p>平成30年度 9億円 令和元年度 15億円 令和2年度 22億円</p> <p><税額控除></p> <p>平成30年度 41億円 令和元年度 67億円 令和2年度 83億円</p> <p>②適用事業者数</p> <p><特別償却></p> <p>平成30年度 73件 令和元年度 136件 令和2年度 151件</p> <p><税額控除></p> <p>平成30年度 112件 令和元年度 162件 令和2年度 185件</p>
---------------	--

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額 (R2年度)				
	(単体法人)				(単位：千円)
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	73,219	1,247,406	350,404	538,897
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	13,677	-	65,454	-
	(連結法人)				(単位：千円)
措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	5,038	44,676	24,111	36,711	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,914	-	13,947	-	

税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群 (以下「処置群」という。) について、平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率 (傾向スコア) が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a) 処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b) 対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a) と (b) の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10~30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。</p>
------------------------------	---

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)」]</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度：創設 平成 31 年度：延長・拡充（※ 1） 令和 3 年度：延長・拡充（※ 2） （※ 1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※ 2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉等の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下、事事故業者）に対して、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立（同年10月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）の損金算入を認める措置が講じられたところ。</p> <p>事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、当該措置に係る措置の期限を引き続き延長する。</p> <p>上記特例措置の延長が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 租税特別措置法第57条の4の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事事故業者が、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施が確保される。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>事事故業者が廃炉等の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	適正かつ着実な廃炉等の実施の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年度～7年度
	同上の期間中の達成目標	事故炉の廃炉等の安全かつ着実な実施
	政策目標の達成状況	事故炉の廃炉等を安全かつ着実に実施している。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	措置を延長することにより、事故事業者による安全かつ確実な事故炉廃炉等の実施を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数：1 件 適用事業者：1 者</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事故炉の廃炉等の安全かつ着実な実施</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>事故炉の廃炉等を着実に実施している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 創設 令和2年度 延長（3年間）</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15		府 省 庁 名	経済産業省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例の延長						
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の所得金額の部分については税率を15%に軽減する。 ・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 						
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号 法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2 租税特別措置法施行令第27条の3の2						
減収見込額	[初年度]	—	（ ▲110 ）	[平年度]	—	（ ▲110 ）	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。</p> <p>（2）施策の必要性 新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。また、海外経済の不確実性や、半導体等の供給制約、人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者難等の経営課題も山積しており、引き続き、その経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。先行きが不透明な状況が続く中で、これらが資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋がり、ひいては我が国経済に大きな影響を与えるおそれもある。 中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>						
本要望に対応する縮減案	—						

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで (2年間)
	同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる
政策目標の達成状況	業種によっては業況は回復しつつあるものの、新型コロナウイルスの影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。	
有効性	要望の措置の適用見込み	年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 ・令和元年度：989,251件 ・令和2年度：992,154件 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
税負担軽減措置等の 適用実績	【適用件数】 ・平成30年度：960,103件 ・令和元年度：989,251件 ・令和2年度：992,154件	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【平成30年度】 (道府県民税) 21億円 (市町村民税) 104億円	
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。	
前回要望時の 達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		
これまでの要望経緯	平成21年度改正 創設（本則22%・租特18%） 平成23年度改正 拡充（本則22%→19%、租特18%→15%） 平成27年度改正 延長（租特19%→15%） 平成29年度改正 延長（租特19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特19%→15%） 令和3年度改正 延長（租特19%→15%）	

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022年の制度化、2023年の実施が目標とされているところ。</p> <p>公正な競争環境の確保に資するグローバル最低税率課税が諸外国との並びで導入される場合には、制度の簡素化や明確化等により、日本企業への過度な事務負担の防止を図る。</p> <p>あわせて、国際合意された市場国への課税権の配分に関する多国間条約の策定やその先の国内法化にあたっては、諸外国の動向も踏まえながら、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、検討を行う。加えて、経済のデジタル化・グローバル化が進展する中、越境取引に関する課税のあり方 など国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、諸外国の動向も踏まえながら、既存の措置の見直しも含め、検討を行う。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20 を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022年の制度化、2023年の実施が目標とされているところ。</p> <p>諸外国との並びでグローバル最低税率課税を国内法化するにあたっては、海外展開をする日本企業の過度な負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論や諸外国の動向等を踏まえ、新たな課税上の課題に対応した措置を講ずることは、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。</p> <p>導入にあたっては日本企業への過度な負担とならないよう、制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフットィングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコルフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国際合意に基づくグローバル最低税率課税の導入にあたって制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。</p> <p>国際合意に基づく市場国への課税権の配分に関する多国間条約の策定及び国内法化にあたり、日本企業への過度な負担を課さないように配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため妥当。</p> <p>越境取引に関する課税のあり方など国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制についても、国内外の企業間の公平な競争環境の整備に資する税制についても、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、検討を行うことが妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進										
	政策の達成目標	<p>① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする。</p> <p>（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）</p> <p>○令和4年度与党税制改正大綱（令和3年12月10日）</p> <p>第三 検討事項</p> <p>5 自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>○未来投資戦略2018（平成30年6月15日）</p> <p>第2 具体的な施策</p> <p>I [2] 1. エネルギー・環境</p> <p>(1) KPIの主な進捗状況</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>（参考）次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日）</p> <p>2030年の乗用車車種別普及目標（政府目標）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>50～70%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">20～30%</td> </tr> <tr> <td>プラグイン・ハイブリッド自動車</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>～3%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>5～10%</td> </tr> </table> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日）</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資</p> <p>(1) GXへの投資</p> <p>②具体的な取組例（自動車）</p> <p>将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。</p>	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車	20～30%	プラグイン・ハイブリッド自動車	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車	20～30%											
プラグイン・ハイブリッド自動車												
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—										

	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台</p> <p>環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2~3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める電動車の割合> 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>国内の自動車販売台数は400~500万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>令和4年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされており、この方針の実現を図る。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>令和4年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合> ※臨時的軽減を除く</p> <p>令和元年度 69.0% (※10月以降) 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%</p> <p><グリーン化特例(軽課)の適用台数(総務省公表資料)></p> <p>平成28年度 344万台 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台 令和元年度 228万台 令和2年度 215万台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 226億円 令和2年度 437億円</p> <p><軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 19億円 令和2年度 74億円</p> <p><自動車税のグリーン化特例></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成28年度 軽課 518億円 重課 408億円 平成29年度 軽課 469億円 重課 428億円 平成30年度 軽課 326億円 重課 444億円 令和元年度 軽課 334億円 重課 450億円 令和2年度 軽課 296億円 重課 437億円</p> <p><軽自動車税のグリーン化特例></p> <p>①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成28年度 軽課 51億円 重課 235億円 平成29年度 軽課 45億円 重課 269億円 平成30年度 軽課 34億円 重課 283億円 令和元年度 軽課 34億円 重課 296億円 令和2年度 軽課 32億円 重課 310億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>

前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業等に係る税制のあり方の検討</p> <p>・特例措置の内容 持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逡増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある</p> <p>そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>シャープ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、令和4年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会取りまとめ)(抄)</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)</p> <p>② 改革の方向性</p> <p>(略)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該措置の創設により、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円 法人税割 { 法人税額に応じた負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 法人税額の1.0% 市町村民税 : 法人税額の6.0% } </div> <p>法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) { 所得割 (税率: 1.0%) ※年800万円超の所得 外形標準課税 (付加価値割: 1.2%、資本割: 0.5%) } ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (所得割 (税率: 7.0%) ※年800万円超の所得) ○ <u>電気供給業 (送配電事業)・ガス供給業 (導管事業)・保険業</u> (収入割 (税率: 1.3%)) ○ <u>電気供給業 (発電及び小売電気事業者)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) { 収入割 (税率: 1.05%) 外形標準課税 (付加価値割: 0.37%、資本割: 0.15%) } ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (収入割 (税率: 1.05%) 所得割 (税率: 1.85%)) ○ <u>ガス供給業 (特定ガス供給業)</u> (収入割 (税率: 0.78%) 外形標準課税 (付加価値割: 0.77%、資本割: 0.32%)) <p>特別法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) (基準法人所得割額 × 260.0%) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 37.0%) ○ <u>電気供給業 (送配電事業)・ガス供給業 ()・保険業を営む法人</u> (基準法人収入割額 × 30.0%) ○ <u>電気供給業 (発電及び小売事業者)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) (基準法人収入割額 × 40.0%) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 40.0%) ○ <u>ガス供給業 (特定ガス供給業)</u> (基準法人収入割額 × 62.5%) <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ 地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 / 第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等 </div>		

減収 見込額	[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	ー

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄） (1) 歳入改革 ② 税制の構造改革 (改革の基本方針) i) 成長志向の法人税改革 ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。</p> <p>○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 1. 法人税改革の趣旨 (略) 国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> 2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 (略) また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。				
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置				
同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。				

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		継続要望

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>(関連する税制改正大綱、閣議決定等)</p> <p>【法人税の改革について】(平成26年6月27日 政府税調とりまとめ)</p> <p>1. 法人税改革の趣旨</p> <p>国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	—
	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
	これまでの要望経緯	継続要望

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討		
要望内容 (概要)	コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするための制度の検討に併せ、必要となる税制上の措置について検討する。		
〔関係条文〕	〔 - 〕		
減収 見込額	[初年度]	- (-)	[平年度] - (-) (単位：百万円)
[改正増減収額]	-		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業再構築のための制度の検討に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資するため、本要望は必要である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p><参考> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>3. スタートアップの企業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>①事業再構築のための私的整理法制の整備</p> <p>日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる。</p> <p>コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があるかと答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。</p> <p>欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在する。</p> <p>コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。</p> <p>また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。</p>
	政策の達成目標	事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資する。

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—
税負担軽減措置等の 適用実績		—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		—
前回要望時の 達成目標		—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		—
これまでの要望経緯		—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化に資する税制措置の検討		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） — ・ 特例措置の内容 — 		
〔関係条文〕	〔 〕		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムの課題（人材、事業、資金量、出口戦略）に対応した所要の措置を行い、スタートアップ・エコシステムを抜本強化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。</p> <p>他方で、我が国のスタートアップ・エコシステムの基盤は整いつつあるものの、世界との差は引き続き大きい。その背景として、人材、事業、資金量、流動性の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況である。</p> <p>世界に伍するスタートアップ・エコシステムを作り上げていくためには、関連する阻害要因を緩和するための所要の措置を講じることで、スタートアップの成長を促し、更にはスタートアップ・エコシステムにおける資金・人材の流動性を高めていくことで、好循環を生み出していくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月18日閣議決定)】</p> <p>Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(1)スタートアップ育成5か年計画の策定</p> <p>イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。</p> <p>また、企業の参入率・退出率の合計(創造的破壊の指標)が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業(スタートアップ)の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。</p> <p>スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。</p> <p>(2)付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し</p> <p>日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。</p> <p>スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定)】第2章新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>(3)スタートアップ(新規創業)への投資</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。</p> <p>こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。</p> <p>具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。</p> <p>あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。</p> <p>スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBIR制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。</p> <p>以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。</p>
-----	-------------------	---

	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	安定的な電力供給及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた所要の措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や2050年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を検討する。 	
〔関係条文〕	〔 〕	
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じることで、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給や2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国は、令和2年10月に2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、その実現に向けて、政策を総動員して取り組むことが求められている。一方で、足下では電力需給のひっ迫や燃料価格の上昇に起因する電力価格の高騰に見舞われており、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給及び2050年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保</p> <p>○エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）</p> <p>4. 2050年CN実現に向けた課題と対応</p> <p>（2）複線シナリオの重要性</p> <p>2050年のCNへの道筋では、産業・業務・家庭・運輸・電力部門のあらゆる経済活動に共通して、様々なイノベーションに挑戦・具現化し、新たな脱炭素技術の社会実装を進めていくことが求められる。また、2050年という長期展望については、技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴い、蓋然性をもった予測が困難であることから、野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なシナリオによるアプローチとすることが適当である。そのため、こうした技術動向や情勢の変化を定期的に把握・検証し、透明な仕組み・手続の下、評価・検討していくことが重要である。</p> <p>一方で、この野心的な目標を目指す上でも、安定的で安価なエネルギーの供給を確保することは日本の国力を維持・増強するために欠かせない。エネルギーの安定供給においては、エネルギーそのものの自給性、強靱性を高めるのみならず、様々な脱炭素技術を国内で調達できる技術自給率を向上させ、エネルギーの自律性を高めていくことが、化石資源の乏しい日本にとっては不可欠である。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資</p> <p>（1）GXへの投資</p> <p>気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題である。2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組む。</p> <p>ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。</p> <p>エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。再生可能エネルギーについては、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、同様の事態が今後も起こり得ることを想定し、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備をはじめ、取り得る方策を早急に講ずるとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化に取り組む。</p>
	政策の達成目標	<p>電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じることで、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	

有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主</p> <p>・ 特例措置の内容 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成30年7月豪雨においては、災害発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和7年3月31日までの期限としたい。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第349条の3の4 地方税法施行令第52条の13の2 〕		
減収見込額	<p>[初年度] 0 (-) [平年度] ▲0.2 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成30年7月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は当該償却資産を改良した場合における当該取得等された償却資産については、当該取得等後4年度分固定資産税を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。</p> <p>しかし、令和5年度以降も償却資産を失った被災者が未だ事業再開が出来ない場合や事業の一部を再開したものの、被災前の状況に戻っていない場合があり、本格的な事業再開に向けた償却資産の取得も一定程度想定されている。</p> <p>こうした中、平成30年7月豪雨の被災地では本特例が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため、被災者の負担が増加し、事業再建が遅れることが懸念される。</p> <p>そのため、被災者の早急な事業再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	平成 30 年 7 月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	平成 30 年 7 月豪雨により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
政策目標の達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。 新規適用件数（事業者数）： 令和元年度～令和 4 年度：少なくとも 400 件	
有効性	要望の措置の適用見込み	被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 30 年 7 月豪雨より償却資産を失った被災者が、被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、平成 30 年 7 月豪雨による被災後 4 年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	災害により償却資産を失った被災者が、引き続き事業に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 31 年度 本制度を措置

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【エンジェル税制について】</p> <p>租税特別措置法第37条の13、第41条の19に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置 A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置 B」という）のいずれかが選択可能な制度。加えて、租税特別措置法第37条の13の2に基づく、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等と併せた3優遇を総称しエンジェル税制という。地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等が優遇の対象となる。</p> <p>・ 特例措置の内容（拡充要件の概要）</p> <p>令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。</p>		
関係条文	<p>所得税：租税特別措置法第37条の13、租税特別措置法第41条の19、 租税特別措置法施行規則第18条の15、租税特別措置法施行規則第19条の11</p> <p>個人住民税：地方税法附則第35条の3</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特に、資金については、事業化前段階（プレシード・シード期）のスタートアップ企業への投資は限定的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点から、プレシード・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プレシード・シード期のスタートアップ企業は個人投資家（エンジェル投資家）からの出資を一般的な資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をする個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促進させ、資金需要旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行うことより、スタートアップ企業への投資を促進させる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

担当者等 (連絡先)	担当課：経済産業政策局産業創造課 (課長) 亀山 慎之介 (課長補佐) 平松 淳、北村 健太、長谷川 昌俊、藤本 知己 (担当) 登坂 直樹 電話：(代表) 03-3501-1511 (内線) 2691 (直通) 03-3501-1560 (FAX) 03-3501-0229 担当メールアドレス：tosaka-naoki@meti.go.jp
---------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	開業率：5.1%（令和2年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度利用者見込み：11,929人 令和5年度投資額見込み：126.36億円 （いずれも所得税における利用者見込み。地方税の優遇措置である譲渡損失発生時の繰越控除等については利用を見込んでいない。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることは有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	-	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-	

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）</p> <p>平成14年度 拡充（投資事業有限責任組合経由の投資を適用）</p> <p>平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）</p> <p>平成16年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）</p> <p>平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長）</p> <p>平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充）</p> <p>平成20年度 拡充（所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止）</p> <p>令和2年度 拡充（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、申請書類の一部削減）</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業技術基盤強化税制は、研究開発を行う中小企業が、法人税額から、試験研究費の一定割合を控除できる制度。中小企業技術基盤強化税制の意義は主に、①研究開発に関するリスクテイクの下支え、②研究開発投資のスピルオーバー効果（による過小投資の是正）、③国際的なイコールフィッティング、④分野や主体に関わらない幅広い支援、の4点。</p> <p>控除率は、一律12%が恒久的措置。時限的な上乘せ措置として、試験研究費の増加割合が、前3カ年の平均に比べ9.4%以下の場合は12%、それ以上の場合は、その増減割合に応じて、最大17%。</p> <p>控除上限は、原則として、法人税額の25%。時限的な上乘せ措置は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高に対する試験研究費割合が10%超の場合には最大10%上乘せ。 ・ 増減試験研究費割合が9.4%超の場合は10%上乘せ。（上記措置との併用不可） ・ コロナの影響により売上が2%減少しながらも研究開発を拡大する場合には、5%上乘せ。 <p>・ 特例措置の内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <p>○中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで））</p> <p>○サービス開発に係る対象事業の明確化</p> <p>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引き上げ</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで））</p> <p>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 (▲1,714) [平年度] 精査中 (▲1,714)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p>	

	<p>我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。特に我が国の企業の99%を占める中小企業の研究開発は、イノベーションの源泉として経済成長にとってきわめて重要。中小企業の財務基盤は脆弱であるが、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。</p> <p>また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、中小企業の生産性向上の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。</p> <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	
<p>担当者等（連絡先）</p>	<p>担当課：中小企業庁 技術・経営革新課 （課長）田辺 雄史 （総括補佐）栗田 宗樹 （担当補佐）伊藤 尚志 （担当）浅海 瞳 電話：（代表）03-3501-1511 （内線）5351 （直通）03-3501-1816 （FAX）03-3501-7170 担当メールアドレス：ito-takashi@meti.go.jp; asaumi-hitomi@meti.go.jp</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化</p> <p>1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022 (骨太の方針) [令和4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ(新規創業)への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 ―成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする― [令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>

	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>○サービス開発に係る試験研究の範囲の見直し ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引き上げ ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし)</p> <p>○中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>																																			
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。</p>																																			
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1" data-bbox="406 813 1318 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>○令和5年度適用件数見込み ・中小企業技術基盤強化税制 6,091件/事業年度</p> <p>経済波及効果の試算 ・令和2年度減収額5,053億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851億円 ・令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093億円</p> <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業(研究開発税制の今後の在り方に関する調査)」)</p> <p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>なし</p>																																			

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>																																				
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2019）</p> <table border="1" data-bbox="387 510 1139 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典:OECD Main Science and Technology Indicators）</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act(RAA)を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%
	研究開発税制	補助金等	合計																																		
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																		
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																		
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																		
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																		
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																		
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																		
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																		
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																		
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>中小企業の財務基盤がぜい弱であり、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。そのため、本税制については、現行維持が妥当と考えられる。</p> <p>また、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p>																																				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分） 平成30年度 357億円（357億円） 令和元年度 287億円（286億円） 令和2年度 208億円（206億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金1億円以下の法人分） 平成30年度 5,690法人（5,674法人） 令和元年度 5,478法人（5,463法人） 令和2年度 5,164法人（5,148法人） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><中小企業技術基盤強化税制> 平成30年度 46億円 令和元年度 37億円 令和2年度 17億円</p> <p><オープンイノベーション型> 平成30年度 0.44億円 令和元年度 0.52億円 令和2年度 0.36億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分）</p> <p>平成26年度 135,864億円（5,141億円） 平成27年度 136,857億円（4,404億円） 平成28年度 133,183億円（4,357億円） 平成29年度 137,989億円（3,955億円） 平成30年度 142,316億円（3,809億円） 令和元年度 142,121億円（4,077億円） 令和2年度 138,608億円（4,261億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設）</p> <p>平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設）</p> <p>平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加）</p> <p>平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加）</p> <p>平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額</p>

を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する制度へ改組。
特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額)に変更。

- 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
- 平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
- 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
- 平成15年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度(総額型)の創設。
- 平成18年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
- 縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。
- 平成20年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。
売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。
- 平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
- 拡充 (経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成23、24年度への繰越控除を措置(22年度末まで)。
- 平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(23年度末まで)。
- 平成23年度 縮減 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
- 延長 (平成23年6月再つなぎ法)
総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置を延長(23年度末まで)。
- 平成24年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(25年度末まで)。
- 平成25年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26年度末まで)
- 平成26年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を3年間延長(28年度末まで)
増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。
- 平成27年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度(OI型)をあわせ、控除上限を30%(総額型25%、OI型5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。
OI型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
- 縮減 繰越控除制度の廃止。
- 平成29年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入(控除率の一部は30年度末まで)。
売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30年度末まで)。
中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。
試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。
OI型の要件を緩和。
- 延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。
- 令和元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ
総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。
高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和2年度末まで)。
ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
- 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長(令和2年度末まで)
- 令和3年度 拡充 控除上限を25%から30%に引き上げ(2年間)

※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。

特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）

	<p>までは一定の時間を要することから、水素充填設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設けることにより、事業者の投資負担を軽減し、水素ステーションの整備を強力に推し進めていくことが不可欠。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保</p> <p>○成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現</p> <p>3. 水素ステーションの整備</p> <p>燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。</p>
	政策の達成目標	<p>○2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現。</p> <p>○商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指す。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指す。</p> <p>○FCVについては、2025年までに20万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目標。</p> <p>○水素ステーションについては、2025年度までに320箇所の整備を目標とし、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。また、FCV・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>○FCVについては、2025年までに20万台程度の普及を目標。</p> <p>○水素ステーションについては、2025年度までに320箇所の整備を目標。</p>
	政策目標の達成状況	<p>○新車販売台数に占める電動車の割合は、平成29年度33.1%、平成30年度34.3%、令和元年度35.0%、令和2年度37.2%、令和3年度41.7%。</p> <p>○FCVは令和3年度末で約7,200台。</p> <p>○水素ステーションは令和3年度末で整備中含む166か所整備。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度：水素充てん設備：32件</p> <p>○令和6年度：水素充てん設備：32件</p> <p>※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○水素充てん設備の整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資判断が可能となる。</p> <p>○インフラ整備の加速に伴い、FCVといった電動車の普及を図ることが可能。</p> <p>○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現を推進。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>水素充てん設備については、平成25年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素充てん設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。その後、運営にかかる費用の一部の補助も開始。予算額は平成25年度当初予算45.9億円、平成26年度当初予算72億円、平成26年度補正予算95.9億円、平成28年度当初予算62.0億円、平成29年度当初予</p>

		<p>算 45.0 億円、平成 30 年度当初予算 56.0 億円、平成 31 年度当初予算 100.0 億円、令和 2 年度当初予算 120.0 億円、令和 3 年度当初予算 110.0 億円、令和 3 年度補正予算 375.0 億円 (内数)、令和 4 年度当初予算 90.0 億円。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>FCV は従来車に比べ高額であることから短期間での普及は困難であり、水素充てん設備を設置する事業者においても、一般的な SS と比較して維持費用は非常に高額であり、また設置当初の稼働率が低いことから当面収益性がない。上記補助金により、運営にかかる費用の一部を直接的に補助し、本特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで FCV の普及促進のために必要な社会インフラの先行整備が可能となる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>水素充てん設備は FCV にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件 (一定金額以上の設備投資を対象) を満たす設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。</p> <p>また、商業販売が開始された 2014 年から FCV は既に約 7,200 台普及しているが、今後、乗用車に加えて、特にコスト意識の高い商用車においても燃料電池の普及を加速させる必要があることから、商用車向けに整備される水素充てん設備については、乗用車向けのものよりも高い特例率を設定する制度設計としている。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>		<p>適用件数： 平成 29 年度 68 箇所 平成 30 年度 68 箇所 令和 元年度 42 箇所 令和 2 年度 29 箇所 令和 3 年度 42 箇所</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>		<p>適用総額の種類：課税標準 (固定資産の価格) 適用実績： 平成 30 年度 5,936,456 (千円) 令和 元年度 3,867,446 (千円) 令和 2 年度 1,563,053 (千円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>		<p>○水素ステーションは、令和 3 年度末時点で、整備中のものを含めると 166 箇所の整備が進行している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>(エネルギー基本計画、水素基本戦略) ○次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を 5 割から 7 割とすることを目指す。 ○2014 年から商業販売が始まった燃料電池自動車の導入を推進するため、燃料電池自動車の普及に必須となる水素ステーションについて、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、2020 年度内に 160 箇所程度、2025 年度内に 320 箇所程度を整備するとともに、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>○水素ステーションは、2020 年度内に 160 箇所程度の整備目標は概ね達成。</p>

<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度 創設 ・平成11年度 延長 ・平成13年度 延長 ・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成17年度 延長 ・平成19年度 延長 ・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充 ・平成23年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成25年度 一部見直し（水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成27年度 一部見直し（天然ガス充てん設備の取得価額要件を2,000万円から4,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成29年度 一部見直し（対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加）のうえで延長 ・平成31年度 一部見直し（天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を2/3から3/4に変更）のうえで延長 ・令和3年度 延長
------------------	---

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	31		府省庁名：経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで） より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>		
関係条文	<p>地方税二十三条四の二、同法二百九十二条四の二、同法附則八条17項、18項 租税特別措置法第四十二条の十二の七</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 （ ▲11,800 の内数 ） [平年度] 精査中 （ ▲11,800 の内数 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
	<p>（1）政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れが速化することは不可避。また、海外に目を向けると、既にDXを実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DXを押し進めることが必須。 しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。 先進的な取組を行う意欲ある企業を後押するため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和2年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を、DX税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業によるIT投資は回復の傾向に向かい、小手先のIT活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。 一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021</p>		

	<p>年度:76.4%)を占め、「バリューアップ(ビジネスの新しい施策展開)」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日(期限)が約2年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の1つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続きDX税制により大胆な投資を促していくことが重要。</p> <p>加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。</p> <p>以上のことから、引き続き日本企業へのDX推進を促すため、本税制の期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>担当者等(連絡先)</p>	<p>担当課：商務情報政策局情報技術利用促進課 (課長)内田 了司 (課長補佐)安藤 尚貴、奥村 滉太郎 (担当)内田 美玖、吉野 脩也 電話：(代表)03-3501-1512(内線)3971(直通)03-3501-2646(FAX)03-3580-6073 担当メールアドレス：bz1-seido-soukatu-johoshori@meti.go.jp</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進(デジタル田園都市国家構想) 「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2) ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、(4) 誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。</p> <p>(人的資本投資)</p> <p>成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。(中略)</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>II. 新しい資本主義を実現する上での考え方</p> <p>2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。(後略)</p> <p>4. 産業のデジタル化</p> <p>(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション</p> <p>DXの推進原則(デジタルガバナンス・コード)に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。</p>
	政策の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
	同上の期間中の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること
	政策目標の達成状況	事業適応計画認定数は29件(令和4年8月9日時点)、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告(令和4年8月9日時点)を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている。
有効性	要望の措置の適用見込み	【事業適応計画数】 令和3年度 20件 令和4年度(見込み) 34件 令和5年度(見込み) 34件 令和6年度(見込み) 34件 ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症は、産業構造転換を大幅に加速するものであり、ウィズ・ポストコロナにおいて我が国企業が競争力を維持・強化するためには、事業環境の変化に適応し、企業変革を行うことが不可欠。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和3年度（見込み） 20件 令和4年度（見込み） 34件</p> <p>【減収額】 令和3年度（見込み） 79億円の内数 令和4年度（見込み） 118億円の内数</p> <p>※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、適用件数、減収額ともに、上記の「要望の措置の適用見込み」で示した考え方の下で記載している</p>
<p>地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を、本税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、業務プロセスの効率化等の小手先のIT活用ではなく、デジタルを活用してビジネスモデルの変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度 DX投資促進税制を創設</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲9,000) [平年度] — (▲9,000) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配</p> <p>（賃上げ・最低賃金） 今年、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進</p> <p>（中堅・中小企業の活力向上） 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	政策の達成目標	<p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

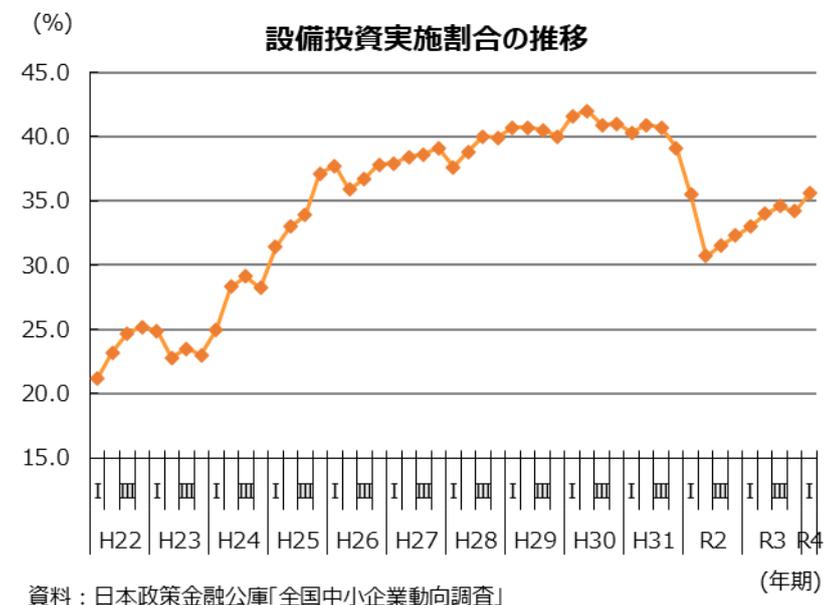
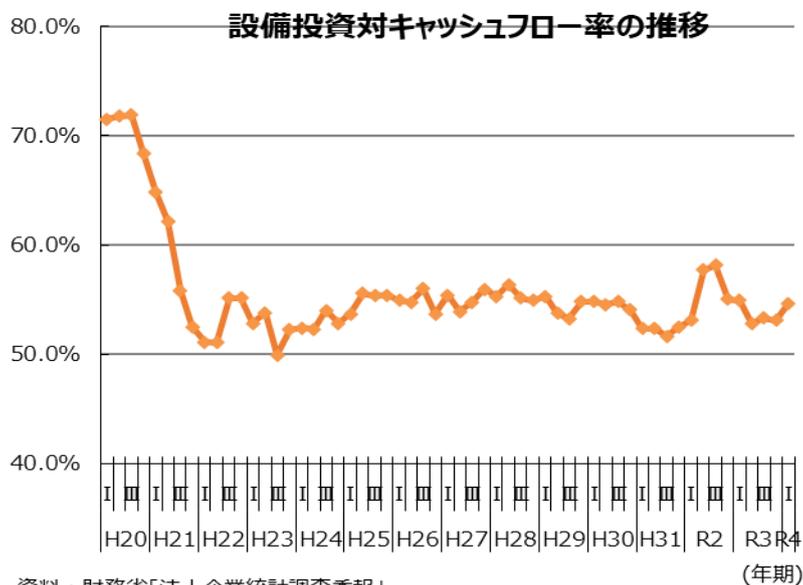
同上の期間中の達成目標

中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。
 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。

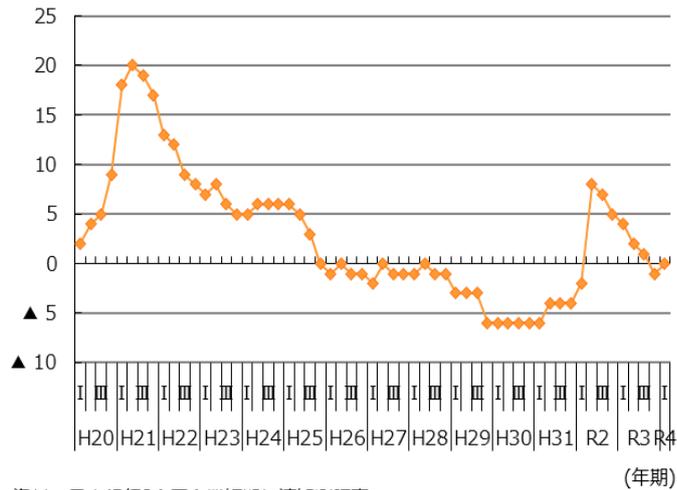
- ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上
80%程度水準まで改善させ、当該水準を維持する。
- ②設備投資実施企業割合の向上
30%以上の水準を維持する。
- ③生産・営業用設備DI
設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度水準を維持する。

政策目標の達成状況

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

有効性	要望の措置の適用見込み (適用期間内における適用件数見込み) 令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) 現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和4年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額 —
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係 —
	要望の措置の妥当性 本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。

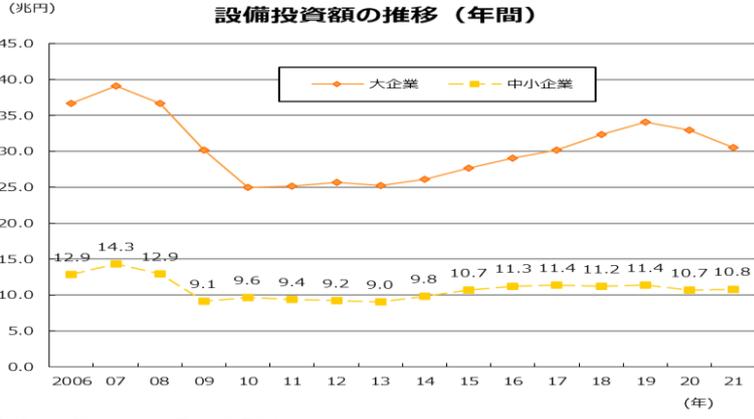
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成29年度：67,035件 平成30年度：54,634件 令和元年度：53,930件 令和2年度：49,060件</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【令和2年度】</p> <table border="1" data-bbox="403 443 1189 591"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>6億円</td> <td>税額控除</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>126億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>31億円</td> <td>税額控除</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>162億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	6億円	税額控除	2億円	(事業税)	特別償却	126億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	31億円	税額控除	11億円	(地方法人特別税)	特別償却	162億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	6億円	税額控除	2億円																	
(事業税)	特別償却	126億円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	31億円	税額控除	11億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	162億円	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長） 平成24年度 2年間の延長（平成26年3月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成26年度 3年間の延長（平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2年間の延長 （令和3年3月末までの適用期間の延長） 令和3年度 2年間の延長（令和5年3月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p>																				

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	33	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p> <p>租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2</p> <p>租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条</p> <p>租税特別措置法施行規則第20条の9</p>		
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲50,700)	[平年度] 精査中 (▲50,700)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の実生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）</p> <p>第 2 章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>（1）人への投資と分配</p> <p>（賃上げ・最低賃金）</p> <p>今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。</p> <p>このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組む、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進</p> <p>（中堅・中小企業の活力向上）</p> <p>地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の実産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。	



資料：財務省「法人企業統計調査年報」
 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

		<p>(適用期間内における適用件数)</p> <p>令和3年度 23,079件 令和4年度 23,079件</p> <p>※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成 29 年度 : 14,143 件 平成 30 年度 : 26,469 件 令和元年度 : 26,159 件 令和 2 年度 : 23,079 件</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【令和 2 年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>15 億円</td> <td>税額控除</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>298 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>74 億円</td> <td>税額控除</td> <td>6 億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>113 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	15 億円	税額控除	1 億円	(事業税)	特別償却	298 億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	74 億円	税額控除	6 億円	(地方法人特別税)	特別償却	113 億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	15 億円	税額控除	1 億円																	
(事業税)	特別償却	298 億円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	74 億円	税額控除	6 億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	113 億円	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 3 年度における中小企業者等の設備投資は 11 兆円（四半期で 3 兆円）となっている。設備投資は増加傾向にあったが、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで）</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 （適用期間は令和 3 年 3 月末まで）</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 （適用期間は令和 5 年 3 月末まで）</p>																				

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	34	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化のための個人によるスタートアップ投資を促進する税制措置の検討		
要望内容（概要）	我が国のプレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調。創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が重要。大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、エンジェル税制についての必要な見直しも含め、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置を検討する。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面については、連続起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。</p> <p>他方で、我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面については、プレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調である。</p> <p>世界に伍するスタートアップ・エコシステムを構築するためには、起業家による連続起業の促進に加えて、ベンチャーキャピタルや年金・保険等の長期運用資金のみならず、エンジェル投資家等の個人のリスクマネーをスタートアップに循環させていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月18日閣議決定）】 Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 （1）スタートアップ育成5か年計画の策定</p> <p>イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。</p> <p>また、企業の参入率・退出率の合計（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。</p> <p>スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）】 第2章新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （3）スタートアップ（新規創業）への投資</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。</p> <p>具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。</p> <p>あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。</p> <p>スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBI R制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。</p> <p>以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。</p>
-----	-------------------	---

	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の対象に関して、期末時価評価課税の対象外とする。</p>	
関係条文	<p>法人税法第 61 項第 2 項・第 3 項</p> <p>2 内国法人が事業年度終了の時に有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時に有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。</p> <p>3 内国法人が事業年度終了の時に有する短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益（当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p>	
減収 見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去し、我が国におけるブロックチェーン分野でのイノベーションを促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産について課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害していると指摘されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進 （多極化された仮想空間へ） より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。 そのため、トラステッド・ウェブ（Trusted Web）の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFTやDAOの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバースも含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン（デジタル証券）での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） V. 経済社会の多極集中化 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ</p> <p>（2）ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） 第5 デジタル化の基本戦略</p> <p>7. Web3.0の推進 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、政府における司令塔の下に、世界の潮流に遅れることなく、関係府省庁が緊密に連携し、検討を進め、必要な施策を実施する。</p>
-----	-------------------	---

	政策の達成目標	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	36	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。</p> <p>・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p>	
関係条文	地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15	
減収見込額	[初年度] ▲1,690（ - ） [平年度] -（ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>（2）施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われことで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進
	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：92万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,466万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望。

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 都市計画税 、 地方消費税	
要望項目名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税及び地方消費税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 ○法人住民税（法人税割）（法人税法別表第一の公共法人としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法72条の4による非課税措置を適用） ○不動産取得税（地方税法73条の3による非課税措置を適用） ○固定資産税（地方税法348条6項による非課税措置を適用） ○都市計画税（地方税法702条の2による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を適用） ○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望</p>	
関係条文	<p>地方税法第25条第2項（法人住民税（法人税割））、第72条の4第1項第2号（事業税）、第73条の3（不動産取得税）、第348条第6項（固定資産税）、第702条の2（都市計画税）、第701条の34第1項（事業所税）法人税法第2条第5号、第4条第2項及び別表第一</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲0.068 （ — ） [平年度] ▲1,919 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。</p> <p>（2）施策の必要性 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。 このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。 機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。 本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	7. 中小企業及び地域経済の発展
---------------------	------------------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(国税) ○所得税（所得税法別表第一の公共法人等に係る非課税措置を要望） ○法人税（法人税法別表第一の公共法人に係る非課税措置を要望） ○消費税（消費税法別表第三に掲げる法人に係る課税の特例措置を要望） ○印紙税（印紙税法別表第二の非課税法人として要望） ○登録免許税（登録免許税法別表第二の非課税法人として要望）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である。税制上の措置は、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発の推進に必要である。 なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	38	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税） 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号（法人住民税）、第37条の2第1項第2号（個人住民税）、第72条の23第1項（事業税）、第292条第1項第3号（法人住民税）、第314条の7第1項第3号（個人住民税）、地方税法施行令第21条の3第1項（事業税）		
減収見込額	[初年度] ▲0.4 （ — ） [平年度] ▲0.4 （ — ） [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 新たに設立される機構は、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講ずることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 機構への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税控除を要望（所得税法第78条）。 【法人税】 機構への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置を要望（法人税法第37条）。 【相続税】 機構へ相続財産を贈与した場合は、特定公益増進法人に対する贈与として相続税の課税価格の計算の基礎への不算入を要望（租税特措法第70条第1項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構による寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
	政策の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約1,984万人（令和3年度末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約27社（令和3年度末時点。生保協会・信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。 なお、企業年金等については、事業主拠出時の損金算入、給付時の公的年金等控除等、掛金の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されことにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度及び令和2年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、各年度において、課税停止が延長されている。

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を見直しする制度の概要）</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成28年に発生した熊本地震においては、令和2年度末が期限であったが、2年間延長し、令和4年度末までの期限としている。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>令和4年度末に期限を迎える、熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置について、期限の延長をしない。</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3の4、附則第16条の2第11項</p> <p>地方税法施行令第52条の13の2、附則第12条の4第12項</p>		
増収見込額	<p>[平年度] 0 (0)</p> <p>[改正増減収額] 0 (単位：百万円)</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>本制度については、制度開始から6年目となり令和4年度末で適用期限が到来する。本制度を活用した復興について、被災自治体にヒアリングを行ったところ、これ以上の支援要望については、確認できなかったため、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。</p>		